

救急救命士の処置範囲拡大について

～救命率の向上を目指して～

平成26年1月31日付けで「救急救命士法施行規則の一部を改正する省令」が公布され、救急救命士が行うことができる処置が拡大されました。

これを受けて、愛知県の一部の地域で先行して運用が開始されておりましたが、稲沢市を含む尾張北部地区の9消防本部で、平成27年4月1日から運用を開始することとなりました。

○新たに拡大される救急救命処置

・心肺機能停止前の静脈路確保と輸液

血圧が低下して、心臓が停止する危険性のあるショック状態の人や、長時間にわたり狭い場所や機械等に挟まれていた人に点滴を行います。

・血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与

低血糖が疑われる人の血糖値を測り、低血糖であることが確認された場合には、ブドウ糖を投与します。

○期待される効果

これまで、救急救命士が行うことができる救急救命処置は、呼吸や脈拍がない傷病者に対する処置に限られていましたが、医師の指示により重度傷病者に対して救急現場や救急車内等で早期に処置を行うことで、救命効果の向上につながることを期待されます。

<問い合わせ>

稲沢市消防署 警防課

0587-22-2119